高柳駅東口周辺北側エリア

まちづくり勉強会

令和3年 4月11日(日)

柏市 都市部 市街地整備課

本勉強会の流れ

- 1. 本勉強会・個別ヒアリングの趣旨
- 2. 当エリアの現状
- 3. まちの将来像
- 4. まちづくり事業のイメージ
- 5. 個別ヒアリングの進め方

1. 本勉強会・個別ヒアリングの趣旨

- ●高柳駅東口は、駅前広場の整備により、周辺の 環境が変化してゆくと考えられますが、道路環境 などの課題が残っています。
- ●駅前広場の整備を契機に、地域の皆さまが感じる 課題を解消し、住みやすいまちづくりを進めるため まちづくり事業(何ができるか)の検討を進めたい と考えています。
- ●まちづくり事業は、権利者の皆さまが主体となって 検討を進めていくことが望ましいと考えています。
- ●そのためにも、まずは皆さまの土地・建物利用の ご意向や、まちづくりに対するご意向の把握が必要 と考えています。



- ▶「本勉強会」は、権利者主体のまちづくりの実現を見据え、今後のまちづくりを イメージしていただき、勉強会後の個別ヒアリングにてご回答いただくために 実施するものです。
- ▶「個別ヒアリング」は、まちづくり等に関するご不明な点を解消し、土地・建物利用等に関する"具体的"なご意向を"正確"に把握させていただくために実施するものです。

2. 当エリアの現状

【現状の問題】

- ●駅前でありながら、その立地を活かせ てない。賑わいが少ない。
- ●道路(私道)が狭く、側溝も整備されていない。
- ライフライン(上水道・下水道等)が 脆弱である。
- ●駅前広場が整備されただけでは、沿道 利用しづらい残地が残る。



現状のまま何もしないと・・・

➤現状がそのまま継続してしまう





では、問題解決に向けてどうすべきか?

➤駅前広場は**市が整備**、駅周辺のまちづくりは**皆さまが主体となり検討** を進めていく必要があると考えています。

3.まちの将来像

【まちの将来像】

※第2回高柳駅東口駅前まちづくり検討会資料より

交通利便性の向上とともに住環境と賑わいの調和したまち

下記に将来像(案)について、土地利用のイメージをおおまかなまとまり(ゾーン)として表します。



住宅エリア

主に住宅,共同住宅等で利用されるエリア

住宅・店舗等共存エリア

住宅と店舗、事務所の調和を図るエリア

沿道エリア

住宅の他、日常サービス機能等賑わいを誘導するエリア

沿道エリアのイメージ









上記の将来像のように、各ゾーン沿った計画的な土地利用が図られ、沿道エリアのような駅前建物ができると、駅前の顔づくりにつながる。

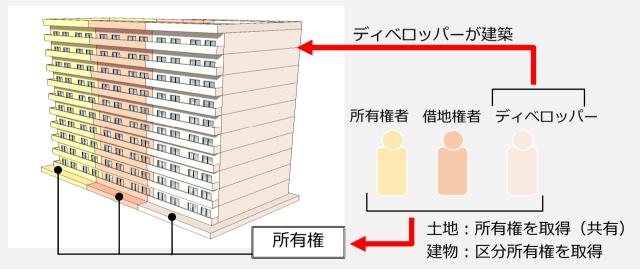
所有権

借地権

4. まちづくり事業のイメージ ~参考例①~

【共同化を行う場合】

- ●等価交換事業…土地・建物の共同化により土地の有効活用を図る手法です
- ①各権利者はディベロッパーに土地 (借地・底地)を提供
- ②建物はディベロッパーの資金で建築。 各権利者は提供した権利相当分の土地・建物床を取得。

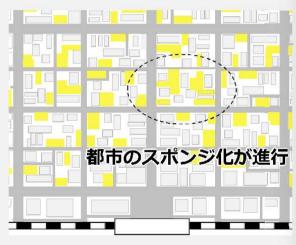


⇒ただし、実現のためには、一定のまとまったエリア内の皆さまの**共同化のご意向、 民間事業者の参画意向、事業採算の検証**などが必要になります。

4. まちづくり事業のイメージ ~参考例②~

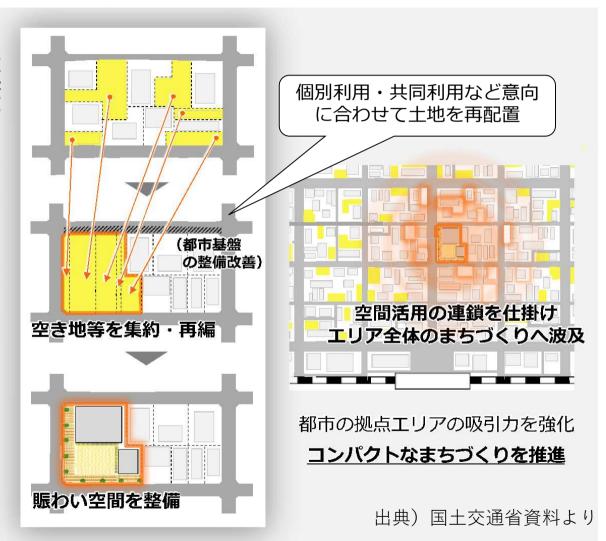
【土地利用意向に応じたまちづくりをする場合】

●土地区画整理事業… 意向に応じた土地の再配置 と道路などの公共施設の整 備を一体的に行う手法です



: 空き地等

<都市の拠点となるべきエリア>



⇒実現のためには、今後、事業の仕組みや計画に対する**権利者皆さまのご理解、民間事 業者の参画意向、事業採算の検証**などが必要になります。

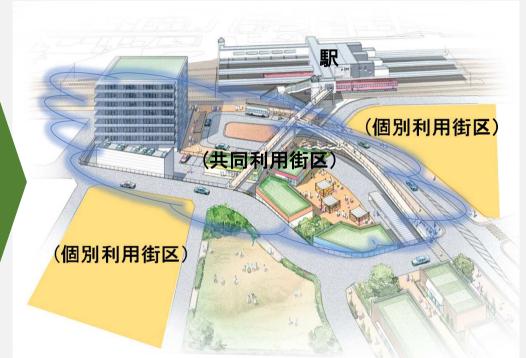
4. まちづくり事業のイメージ ~参考例②~

【参考】他地区の検討事例(愛知県事例/土地区画整理事業)

<事業前>

[八例]
平面駐車場

<事業後:駅前イメージ>



- ・駅前でありながら平面駐車場 が多く、賑わいが不足
- ・道路も狭い

- ・低未利用地(駐車場等)を駅前に集約し、マンションや店舗の立地により賑わい創出
- ・戸建ての方等は個別利用街区で土地利用

4. まちづくり事業のイメージ 〜留意点〜

まちづくり事業の留意点

- ●権利者の皆さまがお互いに協力し合うことで、まちづくりを 進めていくことができます。
- ●ご紹介した事業イメージは、参考であり現状では未確定です。
 - ▶まちづくりの手法は、皆さまの土地・建物に対するご意向によって大きく異なってきます。
 - →この他、事業として採算が取れるか、民間事業者が本地区に 興味・関心を持つか、などによっても手法は異なってきます。
- どのようなまちづくり手法が考えられるかを検討するためにも、 まずは皆さまの**土地・建物利用のご意向**や、**まちづくりに対する ご意向**の把握が必要不可欠であると考えます。

5. 個別ヒアリングの進め方

●皆さまの**現状で困っていること、土地・建物利用のご意向、まちづくり に対するご意向**等を把握するため、個別ヒアリングにて、ご意向をお聞かせください。

【ヒアリングの対象】

- 右図の着色部の土地所有者及び 建物所有者 (借地の方)を対象
- ※主に将来駅前広場に近接する既存道路(私道 含む)に囲まれたエリア



【ヒアリングの進め方】

- ・本勉強会後、ご提出いただいた「**連絡票」**を基に、電話連絡にて、日程を 調整させていただきます。
- ・ヒアリング場所は、ご意向に合わせ、「ご自宅」もしくは「高柳近隣センター」 で実施します。
- ・次頁の質問をさせていただきますので、率直なお考えをお話ください。

5. 個別ヒアリングの進め方

【ヒアリングの内容】

(1)現況の確認

- ①現状の利用状況
 - (※借地で自宅、空き地、空き家・・・など)
- ②現在の利用における問題点や困り事
 - (※周辺道路環境が悪い、後継者いない、建物が老朽化・・・など)

(2)将来の利用について

- ①まちづくり事業の検討を進めることについての賛否 (※協力したい、検討は進めたほうが良い、検討は必要ない・・・など)
- ②土地または建物の将来の利用予定
 - (※土地:個人で利用したい、売りたい、貸したい(共同化も可)・・・など)
 - (※建物:戸建て利用を継続したい、別の場所に住みたい・・・など)